

令和7年10月号

No. 440

うえの青色だより

発行所：一般社団法人上野青色申告会

発行責任者：会長 屋代 順記

〒110-0015 台東区東上野 1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階

TEL 5812-4890

FAX 5812-4895

税制改正要望運動にご協力をお願いします！

青色申告会だけが、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動要望を行っています。今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。私たちの声を東京都議会に届けるため、地元の都議会議員の先生方に、この「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指しましょう。あなたの声が、大きな声、大きな力となります。

今年も会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

要 望 事 項

私たちは下記の軽減措置が令和8年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

なお、陳情の方法につきまして、従来より「陳情はがき」によってお願いしてまいりましたが、今年からは、スマホでのバーコード(QRコード)読み取りによる「Googleフォーム」での陳情も可能となりました。来年からは「Googleフォーム」方式に1本化される予定ともなっておりますので、同封の「税制改正要望運動にご協力をお願いします」チラシ記載の手順により是非チャレンジください。なお、従来の陳情はがきも同封しておりますのでいずれかによりご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年度 東京都の最低賃金が改正されました

時間額 **1,226円**（引き上げ額63円）

本年**10月3日（金）**から適用開始です

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用されます。

○ お問い合わせは、東京労働局労働基準部賃金課（☎3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署へ

《 都 税 か ら の お 知 ら せ 》

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

一面地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します。減免を受けるためには、令和7年12月26日（金）までに申請が必要です。

*こちらの申請は、インターネットでもお手続きができます。

*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに減免手続のご案内を送付しております。

問：土地が所在する区にある都税事務所

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

税を考える週間行事

上野青色申告会女性部主催

東京上野税務署長講演会

11月11日から11月17日の一週間は「税を考える週間」です。
上野青色申告会では、この一貫として、女性部主催により次のとおり
落合東京上野税務署を講師にお迎えし講演会を開催いたします。
お気軽にご参加くださいますようお願い込みをお待ち申し上げます。

- ◎ 開催日時 令和7年11月17日（月）午前10時15分より
- ◎ 会 場 東京上野税務署 3階会議室
【台東区池之端1-2-22】
- ◎ 講 師 東京上野税務署 落合 信之 署長
- ◎ テー マ 「税金のトリビア ～日本・世界のユニークな税金の紹介～」
- ◎ 参加費 無料
- ◎ ご 昼 食 お弁当を配布（ご自宅でお召し上がりください）
- ◎ 定 員 20名（定員になり次第締切り）
- ◎ お申込先 上野青色申告会事務局へ電話 ☎ 5812-4890

税を考える週間行事

“ 上野公園クイズラリー ”

【東京上野税務署管内関係民間団体主催】

簡単なクイズを通して『 税 』を考えてみませんか ！

- ◆ いつ ? : 令和7年11月8日（土）午前10時15分～
- ◆ どこで ? : 上野公園 交番向かい ポケットパーク
- ◆ 申込みは ? : 当日、自由参加です

◎ 参加者への記念品あり（なくなり次第終了）

会費及び青色共済会費の口座振替ご利用会員におかれましては**11月6日（木）が振替日**となっておりますので、口座残高の確認をお願いいたします。